

疑 義 解 釈 (そ の 2)

～ 医療情報取得加算及び医療 D X 推進体制整備加算の取扱い ～

【医療 D X 推進体制整備加算】

問 1 「医療情報取得加算及び医療 D X 推進体制整備加算の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について(その 1)」(令和 6 年 9 月 3 日事務連絡) 別添 2 の問 1 において、「すでに医療 D X 推進体制整備加算の施設基準を届け出ている保険医療機関は、届出直しは不要であること」とされているが、マイナ保険証利用率要件を満たさなくなった場合は、施設基準の辞退の届出を行う必要があるのか。

(答) 辞退の届出は不要。